

## 虐待と思ったらすぐに連絡を

児童虐待とは？

**見** 児童虐待に関する相談件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題を社会全体で解決するための第一歩は、近くに居る人が気付くことです。

- 身体的虐待／殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど
- 性的虐待／子どもへの性的行為、ポルノ写真の被写体にするなど
- ネグレクト／家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病気になることも病院に連れて行かないなど
- 心理的虐待／言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に暴力をふるう(DV)・ドメスティックバイオレンス)など

虐待を発見したら

虐待されているのではないかと気付いたら迷わず連絡してください。名前や連絡内容に関する秘密は厳守します。匿名でもかまいません。また、虐待をしてしまった、

虐待をしてしまいそうで悩んでいる場合にもご相談ください。

問合先／福祉課(979-8133) 県東部児童相談所(920-2085) 東部地区虐待夜間休日緊急連絡先(922-4199) ※児童相談所全国共通ダイヤル(0570-064-000)

## 国民健康保険加入者、後期高齢者保険加入者

## 追加健診のお知らせです

**国** 民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者の方で、6月～8月に実施した特定健診(※高齢者は、高齢者健診)を受診されなかった人を対象に、12月に追加の健診を行います。まずは、健診を受けて自分の健康状態を知ることが大切です。この機会に、特定健診を受診しましょう。

対象／○国民健康保険加入者で

特定健診未受診の人○9月～12月までの期間で人間ドック助成補助申請をされていない人○静岡県後期高齢者医療保険加入者で高齢者健診未受診の人

期間／12月1日(土)～12月28日(金) ※年末の受診日は、各医療機関にお問い合わせください。

受診医療機関／函南町・伊豆市・伊豆の国市の各医療機関(医療機関は、郵送した健診案内でご確認ください)

持ち物／○国民健康保険加入者・国民健康保険証、健診受診券(クリーム色)・問診票

○後期高齢者医療加入者・後期高齢者医療保険証・健診受診券(あさぎ色)・問診票

負担金／○国民健康保険加入者 1,000円 ○後期高齢者医療加入者 500円

その他／受診券を紛失された人はお問い合わせください。

問合先／健康づくり課(978-7100) 住民課(979-8111)

## 母子寡婦福祉資金の貸し付け

問合先／福祉課 (979-8133)

**母** 子家庭や両親のいない子ども  
の高校、大学などへの修学資金などの貸し付けを行います。

- 修学資金(扶養している子どもが高校以上に通学するために必要とする費用)／授業料・教材費・交通費などを修学期間中に継続的に貸し付け(月額18,000円～64,000円)
- 就学支度資金(扶養している子どもが入学時に直接必要とする、被服・履物などの購入費用)／入学時の1回に限り、貸し付け(39,500円～590,000円)

※金額は学校の種別や自宅、自宅外通学により異なります。

返済／学校を卒業した6か月後から返済開始。返済期間は最長20年です。

保証人／身元確認者が1人必要  
利子／利子なし。返済が遅れた場合、年10.75%の違約金がかかります。

申込み／申請書類を渡します  
ので、12月27日(木)までに福祉課へお越しください。その際に面接日程などの調整をします。

## 消費問題に関するコーナー 消費トラブル0

連絡をとってはダメ!  
多様化する架空請求

架空請求とは、使っていない有料サイトの利用料などを請求してくる行為です。従来あったパソコン・携帯電話の相談のほかに、最近ではスマートフォンアプリのダウンロードによる相談も増加しています。アプリによっては個人情報や自動的に送信してしまうものがあるため「個人情報や抜き取られ事業者から電話やメールで請求がくる」という事例もあります。

架空請求を行う業者は、料金請求画面を画面から消えなようにしたり、電話やメールを執拗にしたりすること、利用者を心理的に追い込もうとします。使用した覚えがない料金請求は、安易に支払いをせず事業者からの連絡も無視しましょう。また自分から連絡をとるのは絶対にやめましょう。新たな個人情報、自分から漏えいすることにもつながります。

函南町消費生活センターでは、架空請求に関する相談も受け付けていますのでご相談ください。  
執拗な請求は、必要に応じて電話の受信・着信拒否機能の利用、メールアドレスの変更が有効な手段です。

問合先／函南町消費生活センター (979-8131)

## 調査期日 12月31日 工業統計調査のお知らせ

製造事業者の皆さんのご協力をお願いします。

この調査は、国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利用・活用されます。

12月中旬～平成25年1月にかけて統計調査員がお伺いします。調査票に記入していただいた内容は、統計表に基づき秘密が厳守され、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありませんので、正確なご記入をお願いします。

詳細は、経済産業省ホームページをご覧ください。

問合先／企画財政課(979-8101)

